## 国に私学助成の拡充を求める意見書

「高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令」の一部改正に伴い、令和2年4月1日から「高等学校等就学支援金制度」が拡充されたことにより、子どもが私立高等学校に通う年収590万円未満世帯の経済的負担は大きく軽減した。

しかしながら、文部科学省の「令和4年度私立高等学校等初年度授業料等の調査結果」によると、私立高等学校(全日制)の初年度生徒等納付金平均額(年額)は、授業料が約44万5000円、施設設備費等が約15万円であり、これらを合計した学納金は約59万5000円となっていることから、世帯年収にかかわらず、負担が大きいものである。殊に、多子世帯では多大な負担となる状況である。加えて、初年度には約16万4000円の入学料の負担もあり、私立高等学校選択の障壁となっている。こうした実態に対して、政策理念に立ち、授業料の実質無償化が実現されるよう、また、年収590万円以上世帯の学費負担軽減とともに、私学の学費負担の自治体間格差解消を目指し、国の責任で当面は年収910万円未満世帯への前年度授業料平均額の支給、授業料の無償化世帯及び支給対象の拡大などの拡充が求められる。

一方、私立学校への経常費助成金の大幅な増額も必要である。とりわけ、 少人数学級の実現と、そのための専任教諭の増員などの実現は、私立学校 においても早急に取り組まなければならない喫緊の課題である。私立学校 が公教育として重要な役割を担っている立場から、昭和50年に私立学校振 興助成法が成立した際の附帯決議に記された2分の1の助成を速やかに実 現されることを強く求める。私立高等学校の本当の意味での無償化はまだ 達成されておらず、これからの動きにかかっている。

よって、国におかれては、公私の学費格差のさらなる改善を実現し、全 ての子どもたちの学ぶ権利を保障するため、私学助成の一層の拡充を図る よう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年12月19日

小田原市議会

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 総務大臣 あて 財務大臣 文部科学大臣